

● マイナンバーカードをお持ちの方 ●

※カードの利用者証明用電子証明書が有効／パスワード数字4桁入力が必要

「住民票」
「印鑑証明書」

コンビニ交付

令和3年2月1日
から開始



いつでも

毎日6:30～23:00
いつでも
利用できます。

どこでも

お近くのコンビニや
一部スーパー等
全国5万店舗以上で
利用できます。

すぐに

簡単な操作で
すぐに証明書が
取れます。

令和3年2月1日（月）から、全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写し、印鑑登録証明書が取得できるサービスを開始します。

マイナンバーカードとコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機（キオスク端末）を利用して、証明書を請求し取得できます。

利用できる時間

午前6時30分から午後11時00分まで（各店舗の営業時間内に限ります）。

※年末年始（12月29日から翌年1月3日）、保守点検日（不定期／ホームページでお知らせします）は利用できません。

利用できる店舗

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、イオン等のマルチコピー機設置店舗で利用できます。

※詳しくは下記を参照してください。

「コンビニ交付」サイト <https://www.lg-waps.go.jp/01-03.html>

利用できる方

有田川町に住民登録していて、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方。

※利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。

利用者証明用電子証明書の有効期限が切れた方や暗証番号を忘れた方は、各庁舎窓口まで再発行や暗証番号の再設定にお越しください。

※紙製の通知カード、住民基本台帳カード、印鑑登録証では利用できません。

◎マイナンバーカードの申請方法は[こちら](https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/) <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

◎マイナンバーカード申請用の顔写真撮影サービス ご利用ください
各庁舎と出張所・連絡所で受け付けます。

取得できる証明書

住民票の写し (世帯・個人)	有田川町に住民登録がある「本人または同一世帯員のもの」及び「同一世帯全員」の記載されたもの。 ※本籍・筆頭者、続柄、マイナンバー(個人番号)の記載の有無を選択することができます。
印鑑登録証明書	印鑑登録されている本人分に限りです。 ※コンビニ交付の際に印鑑登録証は必要ありません。

◎ 手数料は、各1通100円です。

取得できない証明

上記の証明書のコンビニ交付サービスをご利用になるには、取得する時点で有田川町に住民票があることが必須です。

また、コンビニ交付のシステム的な制限として、次の方の証明は取得できませんので、窓口・郵送で請求してください。

- 転出予定の方(転出届を出した人)の住民票の写し・印鑑登録証明書
- 転出予定の方が含まれる場合の住民票の写し
- DV措置支援対象者などの発行制限者
- 氏名、住所等の履歴が記載された住民票を取得したい方(氏名、住所等の履歴は記載されません)

利用の流れ

1. 店舗に設置してあるマルチコピー機の画面に表示されている「行政サービス」ボタンをタッチし、「証明書交付サービス」を選択します。
2. マルチコピー機のカード置場にマイナンバーカードを置き、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力しカードを取り外します。
3. 必要な証明書と必要事項を選択し、手数料を入金すると証明書と領収書が発行されます。

詳しくは下記を参照してください。

J-LIS 「コンビニ交付」サイト <https://www.lg-waps.go.jp/01-01.html>

セキュリティ対策

- ・証明書の交付申請は、店舗内のマルチコピー機を、店舗従業員を介さずに、ご自身で操作します。申請から交付まで他人の目に触れずに手続きを行うことで、個人情報を保護します。
- ・役場窓口で発行する証明書の用紙とは異なり、A4サイズの普通紙に印刷されますが、偽造や改ざんを防止する高度な技術が施されています。
- ・マルチコピー機の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書取り忘れ防止対策を実施しています。
- ・システム内のネットワークは、専用のネットワークを使用し、通信内容の暗号化を実施しており、個人情報漏洩の防止対策を講じています。

コンビニ交付サービス利用の注意点

上記のほか、以下の点にご注意ください。

- ・マイナンバーカードは大切なものです。他人に預けたり、暗証番号を教えたりしないでください。
- ・利用の際は、マイナンバーカードや証明書のお取り忘れのないようご注意ください。
- ・証明書によっては、複数枚で印刷されるものもあります。ホッチキス留めされませんので、お取り忘れのないようご注意ください。
- ・コンビニ交付で取得した証明書の交換・手数料の返金はできません。内容をご確認のうえご利用ください。
- ・条例等により、手数料が免除となる事由で証明書を取得したい方は、窓口で申請をお願いします。(コンビニエンスストアでは無料になりません。また、後から返金はできません。)
- ・マルチコピー機では、A4サイズのコピー用紙の表裏両面に改ざん防止の特殊な印刷を施して印刷されますので、窓口で発行する証明書と用紙が異なります。また、証明書が出力されるまで2分以上かかる場合があります。
- ・コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを受取った日の翌日から利用可能です。
- ・他の市町村で作成されたマイナンバーカードの継続利用手続きを行った当日は利用できません。(利用は翌日以降となります。)

よくある質問

質問1 コンビニ交付サービスを利用するには何が必要ですか？

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が有効／数字4桁の暗証番号）と交付手数料が必要です。マイナンバーカード以外（通知カード、住民基本台帳カード、印鑑登録証等）では利用できません。

質問2 マイナンバーカードの暗証番号を忘れた、または3回連続で入力を間違えてロックした場合はどうしたら良いですか？

平日の8時30分から17時15分までに、ご本人が窓口へお越しいただき、「暗証番号の再設定」の手続きをしてください。（持ち物：マイナンバーカードと運転免許証等の本人確認資料）

質問3 有田川町から転出しましたが、住民票除票は取れますか？

有田川町に住民登録がないため、取得することはできません。窓口・郵送請求での取得となります。

質問4 マイナンバー（個人番号）を記載した住民票の写しはコンビニ交付サービスで取得できますか？

取得できます。マルチコピー機を操作するとき、記載の「有無」が選択できます。マイナンバーの記載が必要かどうかをよくご確認してから取得してください。

質問5 印鑑登録証はもういらないのですか？

コンビニで印鑑登録証明書を取得する場合は印鑑登録証は必要ありませんが、窓口交付の場合は印鑑登録証が必要です。

カードをふたつ持つことでご不便をおかけしますが、マイナンバーカードを失くした際に手続きをしてから再発行されるまで1か月以上かかるため、印鑑登録証はいままでどおり大切に保管してください。

質問6 住民票に氏名・住所等の履歴は記載されないのでしょうか？

コンビニ交付では氏名・住所（町内転居）等の履歴が記載されません。

履歴の記載された住民票をお望みの方は、お手数おかけしますが窓口・郵送対応となりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

【お問合せ】 有田川町役場 住民課 TEL 0737-52-2111 (代)

■ コンビニエンスストア等で取得できる証明書のイメージ

